

4 野生鳥獣被害防止対策への支援並びに新技術研究・開発の強化について

野生鳥獣の生息数の増加と生息域の拡大による農林水産物等への被害は年々深刻化、広域化しており、鳥獣被害防止対策の強化が求められ、対策に係る市町村の予算要望も増加している。

国では、改正鳥獣被害防止特別措置法を平成28年12月に施行し、農林水産物の一層の被害を防止するため、施策を効果的に推進することとした。しかし、「鳥獣被害防止総合対策交付金」（当初）は、事業内容の拡充はされたものの平成24年度から同額（95億円）で推移しており、市町村からの要望に十分に答えられない状況が続いている。

一方、地域では、過疎化、高齢化や捕獲の担い手不足により、鳥獣被害防止対策を実施する農業従事者や狩猟者にとって、大きな負担となっており、被害防止対策自体が十分に実施できない状況が生じている。

よって、国におかれては、鳥獣被害防止対策の充実を図るため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づく、捕獲をはじめ、環境整備、侵入防止柵の設置など、地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策を促進するために必要な財源を確保するとともに、有害鳥獣捕獲従事者の活動経費の支援を拡充すること。
- 2 国が主体となって、鳥獣被害防止対策を省力的かつ効果的に行うためのICTやドローンの活用等、新技術の研究・開発及びそれらを組み合わせた安価で利用しやすい総合的な技術体系の構築を早急に進めること。